

## 奈良県国民保護計画の変更の概要について

### ○変更点

- (1) 文化財保護に関する事務が教育委員会から知事部局に移管（平成31年4月1日）されたことに伴う変更
- (2) 指定行政機関が追加（平成31年4月1日）されたことに伴う変更

奈良県国民保護計画の変更に係る新旧対照表

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
1	P102 第3編第9章 第3 文化財 の保護	1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	(1)県は、県の区域に存する重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。 (2)また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、 <b>県</b> に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。	(1) <b>県教育委員会</b> は、県の区域に存する重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。 (2)また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、 <b>県教育委員会</b> に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。	文化財保護に関する事務が教育委員会から知事部局に移管(平成31年4月1日予定)されることに伴う変更
2	P102 第3編第9章 第3 文化財 の保護	2 国宝等の被害を防止するための措置の施行	(1)県は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。 (2)この場合において、 <b>県</b> は、 <b>当該県</b> の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。	(1) <b>県教育委員会</b> は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。 (2)この場合において、 <b>県教育委員会</b> は、 <b>当該教育委員会</b> の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。	文化財保護に関する事務が教育委員会から知事部局に移管(平成31年4月1日予定)されることに伴う変更
3	P102 第3編第9章 第3 文化財 の保護	3 復旧について	<b>県</b> は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画(地震編第3章第35節 文化財災害応急対策)に準じて復旧の対策を講じる。	<b>県教育委員会</b> は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画(地震編第3章第35節 文化財災害応急対策)に準じて復旧の対策を講じる。	文化財保護に関する事務が教育委員会から知事部局に移管(平成31年4月1日予定)されることに伴う変更
4	用語集 P4	指定行政機関	【用語の意義】 いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。  内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、 <b>出入国在留管理庁</b> 、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁	【用語の意義】 いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。  内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁	指定行政機関の追加(平成31年4月1日施行)